

コメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

12 - 3 - 1 運用方法の除外

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>「商品提供機関」には投信の販売会社は含まれるのか。含まれるのであれば、投信の販売会社の経営状況に変化があったことを理由に商品を除外することとなる。</p>	<p>「商品提供機関」には投信の販売会社は含まれますが、除外の判断は「当該運用商品を継続的に提示することが適切」であるかどうかを運営管理機関の専門的知見に基づいて判断する必要があると考えます。</p>
<p>運用商品を継続的に提示することが適切でない」と判断すべき「業務及び財産の状況の変化など」の基準は、各運営管理機関で一定の基準を定め、運営すればよいとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりで差し支えありません。</p>
<p>「速やかに除外」とあるが、例えば元本確保型商品が1つしかなく、代わりの元本確保型商品を選定した後に当該商品を除外するケース或いは、購入者の全員の同意を得る場合等、相応の時間が必要となる場合があるが、その場合も速やかに除外したと見做せるか。</p>	<p>貴見のとおりで差し支えありませんが、できる限り速やかに同意を得るよう努めるなど各社のコンプライアンス態勢に則して対応し、購入者等の保護を図る必要があると考えます。</p>
<p>運用方法の除外について、適切でなくなった場合には、速やかに当該運用商品を除外するものとする」とあるが、運用商品の除外には、当該運用商品を保有している加入者等の同意が必要となるため、当該加入者等の同意を取るべく行動を起こせば本項には違反しないという理解でよいか。</p>	<p>上記内容を参照してください。</p>
<p>「運営管理機関が提示した運用商品について、当該商品提供機関の業務及び財産の状況の変化などの要因により、当該運用商品を継続的に提示することが適切でなくなった場合には、法第23条第2項の趣旨に鑑み、速やかに当該運用商品を除外するものとする。」とあるが、この規定に沿って運用商品を除外する場合でも、その前提として、確定拠出年金法第26条に規定されている加入者等の同意を得ることは必要であるとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりで差し支えありません。</p>
<p>商品提供機関の定義の中に、「自己が運用の方法を提供する者である場合を含む。」とあるが、これは、どういう意味か。「自己が当該運用の方法に</p>	<p>金融商品を販売する者及び当該商品を運用指図する者、双方を含みます。</p>

<p>係る契約の相手方である場合を含む。』又は『自己 が当該運用の方法に係る運用を行っている場合を 含む。』という意味なのか。</p>	
-----------------------------------------------------------------------------	--

12 - 3 - 2 法第100条第5号関係

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>運用の方法の提示に係る手数料の授受が、問題無い行為として明示されているが、「運用の方法に係る情報の提供」についても、商品提供機関と運営管理機関が双方合意の上で情報の提供に係る手数料を定めるのであれば、手数料の授受は制度上問題無い行為としてガイドライン上明確にして頂きたい。</p>	<p>確定拠出年金法では、運営管理機関が商品提供機関から手数料等を受領することを禁止する規定はありませんが、自己又は加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、加入者等に運用商品を提示すれば、法第100条第5号に抵触することになります。改正ガイドラインでは、「諸費用」を超えない範囲で手数料等を受領したとしても法第100条第5号に抵触するとは言えない旨を示しています。</p> <p>なお、双方合意の有無や名目の如何にかかわらず、自己又は加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、特定の運用商品を提示した場合には、法第100条第5号に抵触することになると考えます。</p>
<p>「商品提示に係る諸費用」とは運営管理機関が合理的な理由をもって個別に定めるという理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりで差し支えありません。</p>
<p>なお書きの部分であるが、本来、商品提示に係る諸費用については、運営管理機関は契約上、事業主から受領すべきものであり、商品提供機関から受領するというのは、論理的ではないのではないか。敢えて記載するのであれば、『運用方法提示及び情報提供に係る資料の提供を受けることは許容される』とすべきではないか。</p>	<p>上記2件の内容を参照してください。</p>

12 - 3 - 4 主務省令第10条第1号関係

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>「専担者」、「専担者以外の職員」、「商品の販売若しくはその代理若しくは媒介又はそれらに係る勧誘に関する事務を行う者」の定義を確認したい。次の業務を行う者はどれに該当するか。</p>	<p>主務省令第10条第1号は、同一会社内の者を対象としており、「専担者」とは「運営管理業務を専門に行う者」で、「専担者以外の職員」とはそれ以外の者(同一会社内)です。「商品の販売若しくはその代理若しくは媒介又はそれらに係る勧誘に関する事務を行う者」とは、「金融商品の販売等を行</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営管理業務の販売を行う者 ・ 運営管理業務のうち運用関連業務(運用商品の選定・提示)の業務を行う者 ・ 運営管理業務のうち運用関連業務(運用商品の選定・提示)以外の業務を行う者 ・ 運用関連業務(運用商品の情報提供)の再委託を受けている再委託先運営管理機関の職員 ・ 再委託先運営管理機関と投資教育セミナー派遣契約を締結しているセミナー講師派遣会社の職員 ・ 個別の確定拠出年金規約と特定の関係をもた 	<p>ういわゆる営業職員」のことで。</p> <p>コメントに列挙された者についてはそれぞれ以下のように考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 確定拠出年金制度への加入の勧誘であれば主務省令第10条第1号の規制の対象になりませんので、上記区分にかかわらず当該業務を行うことができます。 ・ 主務省令第10条第1号の規制の対象になりますので、「専担者」(やむを得ない事情により運営管理業務の専担者以外の職員が当該業務を行う場合であっても、当該職員は運用の方法に係る商品の販売若しくはその代理若しくは媒介又はそれらに係る勧誘に関する事務を行う者であってはならない。)のみが行える業務です。 ・ 記録関連業務であれば主務省令第10条第1号の規制の対象になりませんので、上記区分にかかわらず当該業務を行うことができます。 ・ 再委託先が運用の方法に係る商品の販売若しくはその代理若しくは媒介又はそれらに係る勧誘を行っていないければ、主務省令第10条第1号の規制の対象になりませんので上記区分に該当しません。再委託先が運用の方法に係る商品の販売若しくはその代理若しくは媒介又はそれらに係る勧誘を行っていれば、主務省令第10条第1号の規制の対象になりますので、当該再委託先の「専担者」(やむを得ない事情により運営管理業務の専担者以外の職員が当該業務を行う場合であっても、当該職員は運用の方法に係る商品の販売若しくはその代理若しくは媒介又はそれらに係る勧誘に関する事務を行う者であってはならない。)のみが行える業務です。 ・ 投資教育は主務省令第10条第1号の規制の対象になりませんので、上記区分にかかわらず当該業務を行うことができます。 ・ 投資教育は主務省令第10条第1号の規制
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>ないセミナー講師派遣会社(FP、社労士等)</p>	<p>の対象になりませんので、上記区分にかかわらず当該業務を行うことができます</p>
<p>投資教育を専門に行っている職員、または、投資教育業務を他の会社に委託している場合の当該他の会社の職員は「専担者」に含まれるか。</p>	<p>投資教育は運営管理業務に当たりませんので、主務省令第10条第1号の規制の対象になりません。</p>
<p>「運営管理業」を専業に営む運営管理機関において、「運営管理業務の専担者」に該当する職員としてどのような職員が該当するか。全職員が該当すると考えてよいか。</p> <p>全職員が専担者に該当しないのであれば非該当となる職員はどのような職員か。</p> <p>運用の「商品の方法に係る商品の販売若しくはその代理若しくは媒介又はそれらに係る勧誘に関する事務を行う」資格を有する職員のみ専担者とはみなされないと考えてよいか。(次における専担者以外の職員に該当)</p>	<p>「運営管理業」を専業としている運営管理機関は、主務省令第10条第1号の規制の対象になりません。</p>
<p>「運営管理業務の専担者以外の職員」とは、運営管理業を営む社内の職員にのみかかるものと考えてよいか。それとも社外にまで及ぶのか。</p> <p>例えば、単に社と関係なく顧客を紹介する者、社の代理店の職員等にも及ぶのか。</p>	<p>主務省令第10条第1号は、同一会社内の者を対象としていますが、社外の者は、別途運営管理業の登録をしていないと営むことはできません。</p>
<p>運営管理業務の専担者以外の職員として上記の職員が該当するものとして、以下の取扱いが認められるのか。</p> <p>なお、いずれの場合においても当該職員は運用商品の販売等の勧誘は当然行わないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営管理業務の専担者以外の職員が投資教育の一環として加入者等へ運用の方法に係る一般的な情報の提供を行うこと。(12-3-4(2)) ・ 運営管理業務の専担者以外の職員が投資教育の一環として運用商品についてパンフレットなどの資料に記載されている内容の範囲内での説明を行うこと。(12-3-4(3)) ・ 運営管理業務の専担者以外の職員が、専担者が投資教育の場で加入者等へ運用商品の説明を行っているときにその場に同席すること。(12-3-4(4)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資教育は運営管理業務に当たりませんので、主務省令第10条第1号の規制の対象になりません。 ・ 上記の内容を参照してください。 ・ 加入者等に対して投資教育を行う場であれば、誰が同席しても差し支えありません。しかし、加入者等に対して運用商品を提示する行為は運用関連業務に当たりますので、投資教育には該当しません。

<p>投資信託の窓口販売商品を選定する部署が、運営管理業務(確定拠出年金の加入者等に提示する運用商品を選定)を兼務することは、不可ということか。</p>	<p>貴見のとおりで差し支えありません。</p>
<p>支店の行員で金融商品等の勧誘や販売を行わない、いわゆる営業担当ではない行員(預金事務の検証等は兼務する内部管理責任者)が運営管理業務担当者を兼務し、加入者等からの要請があった場合(照会等に応えるものとし積極的に業務を行うものではない)に、運用商品の説明や運用方法にかかる情報提供を行うことは可能と解釈してよいか。</p>	<p>貴見のとおりで差し支えありません。</p>

12-3-4(1)

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>やむをえない事情とは具体的にどのような場合か。専門的知見に基づいて選定を行うため、社内の関係部署の代表による選定委員会により選定を行う場合はこれに該当すると解してよいか。</p>	<p>「やむをえない事情」とは、例えば運営管理業務を行う「専担者」が少人数で、たまたま不在の場合などが考えられます。コメントで指摘されたケースの場合、関係部署が「運用の方法に係る商品の販売若しくはその代理若しくは媒介又はそれらに係る勧誘に関する事務を行う」部署でなければ差し支えないと考えます。</p>

12-3-4(3)

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>確定拠出年金法では運営管理業務といわゆる投資教育業務は別に規定されており、投資教育業務については、運営管理業務の専担者以外の者のみならず、運営管理機関以外の者が行うことも認められている。</p> <p>おそらく、当改正案は、例えば営業職員等が確定拠出年金実施企業を訪問し、個別加入者に自社商品を推奨して回るような行為を防止する主旨で新設されたと思われることから、当該主旨を明確にするために、文末に「事業主からいわゆる投資教育業務の委託を受けた者が、説明会等において個別運用商品の説明を行うことは差し支えない」等の追記を行ってはどうか。</p>	<p>当ガイドラインは、運用の方法に係る商品の販売若しくはその代理若しくは媒介又はそれらに係る勧誘に関する事務を行う者が投資教育に名を借りて運用関連業務を行ってはならないことを示したものです。</p> <p>従って、コメントのような追記を行うことは適当ではないと考えます。</p>
<p>「投資教育等」の「等」とは具体的に何を指すのか。保険会社が従来より実施しているライフプランセミナーは含まれないと解してよいか。</p>	<p>当ガイドラインは、運用の方法に係る商品の販売若しくはその代理若しくは媒介又はそれらに係る勧誘に関する事務を行う者が投資教育に名を借りて</p>

	運用関連業務を行ってはならないことを示したものです。従って会議の名称にかかわらず、専担者以外の職員が運用関連業務を行うことは禁止されています。
「個別具体的な運用商品の内容」とはどの範囲までが含まれるのか。	法第24条に掲げる範囲と考えます。
そもそも投資教育と運用方法に係る情報提供とを混同させるような事象自体を規制すべきではないか。つまり、投資教育は投資教育として、運用方法に係る情報提供は情報提供としてその違いを明確にさせるべきではないか。	投資教育は、法第22条において「運用の指図に資するため、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置」と定められ、運用の方法に係る情報提供は、法第24条において「提示した運用の方法について、これに関する利益の見込み及び損失の可能性その他の企業型年金加入者等が次条第一項の運用の指図を行うために必要な情報」とされ、具体的な内容が厚生労働省令第20条に定められているので、その違いは明確であると考えます。
営業担当者が加入者等に対し、営業活動であることを明示した上で個別具体的な運用商品の説明を行うことは問題ないか。	運用の方法に係る商品の販売若しくはその代理若しくは媒介又はそれらに係る勧誘に関する事務を行う者は、たとえ営業活動であることを明示したとしても、運用関連業務を行うことはできません。
「運営管理業務の専担者以外の職員が、例えば、いわゆる投資教育等と称して、加入者等に提示する個別具体的な運用商品の内容について説明してはならない。」とあるが、この文章における「説明してはならない」対象につきましては、「加入者等に対して」であると理解してよいか。	貴見のとおりで差し支えありません。
専担者以外の職員が投資教育と称して運用商品の内容について説明したとしても、この説明は、運営管理機関が行うべき運用商品に係る情報提供ではない旨を明確にすべきではないか。	専担者以外の職員は、名目の如何にかかわらず、法第2条第7項第2号に定める運用関連業務はできません。なお、やむを得ない事情により運営管理業務の専担者以外の職員が当該業務を行う場合であっても、当該職員は運用の方法に係る商品の販売若しくはその代理若しくは媒介又はそれらに係る勧誘に関する事務を行う者であってはなりません。
『運用商品に関するパンフレットなどの資料を単に渡すことは差し支えない』とあるが、資料の提供は運営管理機関が行う情報提供に当たらないという理解なのか。そうでなければ、資料を渡すことを無制限に認めるというのはいかがなものかと考える。	「運用商品に関するパンフレットなどの資料を単に渡すこと」は、運用関連業務には当たらないと考えます。

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>加入者等に対して運用商品の説明をする際、運営管理業務の専担者と投資教育を専門に行っている職員(又は、投資教育業務を他の会社に委託している場合は、当該他の会社の職員)は同席しても問題ないという理解でよいか。</p>	<p>投資教育を専門に行っている職員が同席することは差し支えありませんが、コメントのカッコ書きの場合では運営管理機関が加入者等の個人に関する情報を保管・使用していることに留意する必要があります。</p>
<p>企業型プランで加入選択制の場合、専担者以外の職員であれば、加入の勧誘を行うことは可能か(本件、「一般の顧客に対する勧誘」に該当するか否か)。</p>	<p>専担者、専担者以外の職員にかかわらず、加入前であれば差し支えありません。</p>
<p>『専担者以外の職員が、一般の顧客に対し、確定拠出年金への勧誘を行うことは差し支えない』とあるが、当該専担者以外の職員が誤った知識で確定拠出年金への勧誘を行う可能性があることを考えると、一概に差し支えないとは言えないのではな</p>	<p>運営管理機関の職員の質等に係ることとされますが、当ガイドラインは、一般の顧客への勧誘は主務省令第10条第1号の対象外である旨を明示したものです。</p>
<p>「運営管理業務の専担者が、加入者等に対して運用商品の説明を行っているときに、運営管理業務の専担者以外の職員がその場に同席してはならない。」とあるが、ここでいう「同席」とは、運営管理業務の専担者が加入者等に対して運用商品の説明を行う際に、その説明に常識的に加わることができる位置に存在することを指すとの理解でよいか。つまり、説明に加わらないという前提のもと、説明に常識的に加わることができない位置であれば物理的に同一の施設内、応接場所内または説明会場内等に存在することは禁止されないという理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりで差し支えありません。</p>
<p>また、同席することが禁止されるのは、運用商品の販売等を行ういわゆる営業職員(運用商品の販売若しくはその代理若しくは媒介またはそれらに係る勧誘に関する事務を行う者。以下「営業職員」と言う)だけであるとの理解でよいか。つまり、営業職員による運営管理業務の兼務を禁止する法令(確定拠出年金運営管理機関に関する命令第10条第1号)の趣旨を勘案し、運営管理業務の専担者以外の職員のうち営業職員でない職員(例えば貸付担当者や内部事務担当者等)は、同席するこ</p>	<p>貴見のとおりで差し支えありません。</p>

とが禁止されないとの理解でよいか。	
<p>なお、「運営管理業務の専担者以外の職員が、加入者等を運営管理業務の専担者に引き合わせる事」または「運営管理業務の専担者が、顧客を運営管理業務の専担者以外の職員に引き合わせる事」は差し支えないとあるが、こうしたケースにおける現実的な顧客対応を勘案すると、一律的に「同席」を禁止するのではなく、同席することについて加入者等の納得を得たうえで、その同席者が運営管理業務の専担者による説明に加わらない場合には、営業職員であっても同席することが容認されてよいのではないか。</p>	<p>説明に加わることが可能な位置に同席することは、加入者等に、運営管理機関としての説明なのか、商品提供機関としての説明なのか、誤解を与えるおそれがあると考えます。</p>

12-3-5 主務省令第10条第2号関係

コメントの概要	コメントに対する考え方
(2) その他情報を提供するための媒体には、ホームページも含まれるという理解でよいか。	貴見のとおりで差し支えありません。

12-3-6 主務省令第10条第4号関係

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>比較表示をする場合には、期間が極めて重要となる(例えば、ある恣意的な期間設定による比較により、加入者等に誤解を与える可能性がある)ため、複数の期間による比較も必要なのではないか。</p>	<p>運営管理機関は比較表示をする場合、加入者等に対して誤解を与えないよう求められています。複数の期間による比較が加入者等に対して誤解を与えないために必要な場合には、それを示すことが必要と考えます。</p>

12-3-7 主務省令第10条第5号関係

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>主務省令第10条第5号の「運用の指図を行う際にその判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」としては、施行規則第20条(運用の方法に係る情報の提供)第1項各号に該当することが考えられる、とされているが、施行令第12条(運用の方法の選定及び提示)第2項の「運用の方法を選定した理由を示す」場合については該当しないことを明確にして頂きたい。</p> <p>仮に、「運用の方法を選定した理由を示す」場合にも該当するとすれば、同選定理由書は、非常に複雑かつ長大で、専門的な表示内容となり、平易で解</p>	<p>当ガイドラインは、主務省令第10条第5号の「運用の指図を行う際にその判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」を例示したものです。</p> <p>なお、「運用の方法を選定した理由を示す」場合、施行規則第20条にかかわらず平易で分かりやすい内容で足りるものと考えます。</p>

り易い説明が求められる昨今の消費者保護の観点にも逆行しかねない。したがって、運用の方法を選定した理由を示す場合のガイドラインとしては、「表示する時点の客観的な数値等に裏付けられた内容であること」といった表現にして頂きたい。	
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

12 - 3 - 8 主務省令第10条第6号関係

コメントの概要	コメントに対する考え方
『同業他社の運営管理業務及びサービスの内容についての虚偽の事実を伝えること』も運営管理契約の相手方の判断に影響を及ぼすのではないか。	ガイドラインに示した「確定拠出年金運営管理機関である法人の信用及び財産の状況」は例示であり、貴見のようなケースも運営管理契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなるものと考えます。

12 - 3 - 10 勧誘に係る一般的事項

コメントの概要	コメントに対する考え方
『事業主等を勧誘するに際し』とあるが、事業主を勧誘する場合と加入見込者を勧誘する場合とで分けて記載する必要があるのではないか。	「事業主等」に統一します。なお、「等」には加入をしようとする者を含むものとします。

12 - 4 - 2 標識の掲示及び無登録業者に対する警告

コメントの概要	コメントに対する考え方
「店外で」という表現が掲示場所を限定してしまい、各運営管理機関のオフィスの実態に当てはまらないケースも考えられるため、「公衆(あるいは「来店者」)の見やすい場所」という書き方としてはどうか。	貴見を踏まえ、店内にあっては待合スペース等、テナントビルにあっては営業フロアの入口等、公衆の見やすい場所に掲示すれば足りるので、「店外で」を「店外等で」に修正します。
標識を掲示する場所について、「店外で公衆の見やすい場所」とありますが、各店舗の構造上の事情や、汚損または盗難等の恐れがあることを勘案すると、一律的に「店外で」とするのではなく、確定拠出年金法第94条第1項に規定されている「公衆の見やすい場所」であれば、例えば、店内における待合スペースや店頭カウンター等でもよいのではないかと考えるが、いかがか。	上記内容を参照してください。
標識の材質について、「金属等長期の使用に耐えるもの」とあるが、合成樹脂製のものでも長期の使用に耐えるものであれば、その要件に当てはまるか。	貴見のとおりで差し支えありません。

12 - 4 - 5 法定帳簿等の電磁的方法による保存の要件

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>「12 - 4 - 5(1) 又は の要件が満たされている旨を書面により証すること」は、事実上困難である。</p> <p>電磁的保存については、実態上多数のデータベースに分岐して保存が行われているため、上記を証するためには、おそらくすべての業務・システムの内容を説明することが副次的に要求され、12 - 4 - 5(3)の添付書類を含めて書面のみでは説明し切れない部分が数多く発生すると思われる。</p> <p>また、業務として扱う情報量が多く、書類を提出するにしてもどの程度の水準まで要求されているのかが懸念されるので、「12 - 4 - 5(2)(3)」に規定されている「届出書の事前提出」については不要として頂きたい。</p>	<p>主務省令第11条第4項の規定上、加入者等の保護上支障がないと認められるか否かを確認する必要があると考えます。</p> <p>ガイドラインでは電磁的保存をするための管理体制及び事務手順の説明について、一般的に対応可能と思われる内容を想定して規定しており、コメントがコンピューター計算処理手順の説明など業務システムの詳細な内容について提出を求められることを想定しているのであれば、そこまでの内容を求めているものではありません。</p>

その他、本ガイドライン改正案の項目以外に関するご意見を頂いております。これらのご意見は、今後の行政運営の参考にさせていただきます。ご協力ありがとうございました。